

滋賀県希望が丘文化公園活性化事業

事業契約書（案）

令和8年5月

滋賀県

滋賀県希望が丘文化公園活性化事業 事業契約書（案）

- 1 事業名 滋賀県希望が丘文化公園活性化事業
- 2 事業場所 滋賀県蒲生郡竜王町薬師 ほか
- 3 事業期間 令和9年●月●日～令和28年3月31日
- 4 契約代金額 ¥【〇〇〇〇】－
(うち取引に係る消費税および地方消費税の額¥【〇〇〇〇】－)
(ただし、その内訳金額は別紙6に記載するところによるものとし、契約代金額は別紙6に従って改定される。)
- 5 契約保証金 第10条に定めるとおり。

上記の事業について、発注者である滋賀県（以下「県」という。）と、【事業者の商号】（以下「事業者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって公正な事業契約（以下「本事業契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

なお、この契約は仮契約として締結されるものであり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づく滋賀県議会の議決を得たときは、これを本契約とする。ただし、滋賀県議会の議決を得られないときは、この仮契約は無効となり県は損害賠償の責めは負わない。また、下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

本事業契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和9年●月●日

発注者 住所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

名称 滋賀県知事 三日月 大造

事業者 住所

名称

代表取締役

目 次

第1章 総 則.....	7
第1条 (定義)	7
第2条 (目的)	7
第3条 (公共性および民間事業の趣旨の尊重)	7
第4条 (本事業の概要)	7
第5条 (事業日程)	7
第6条 (費用負担および本事業の資金調達)	8
第7条 (第三者の使用)	8
第8条 (許認可、届出等)	8
第9条 (第三者に生じた損害)	9
第10条 (契約の保証)	9
第11条 (解釈および適用)	10
第12条 (責任の負担)	10
第13条 (臨機の措置)	10
第14条 (保険の付保等)	11
第15条 (要求水準の変更等)	11
第2章 事業用地の使用.....	11
第16条 (事業用地の使用)	11
第17条 (契約終了時の取扱い)	12
第18条 (事業用地等の契約不適合責任)	12
第3章 施設整備業務.....	12
第1節 総 則.....	12
第19条 (施設整備業務の実施)	12
第2節 設計業務.....	12
第20条 (事前調査業務)	12
第21条 (設計業務の実施)	12
第22条 (設計業務の進捗状況の確認)	13
第23条 (基本設計図書および実施設計図書の提出)	13
第24条 (設計図書の変更)	14
第25条 (設計図書および工事完成図書等の著作権)	14
第26条 (著作権の侵害の防止)	14

第27条	(特許権等の使用)	15
第3節	建設業務	15
第28条	(建設業務の実施)	15
第29条	(総合施工計画書等の提出)	15
第30条	(近隣対応・対策業務)	16
第31条	(工事報告書の提出)	16
第32条	(県による説明要求および建設現場立会い)	16
第33条	(工期の変更)	16
第34条	(工期の変更による費用負担)	17
第35条	(工事の中止等)	17
第36条	(備品等調達および設置業務)	17
第37条	(事業者による完成検査)	17
第38条	(県による完成確認)	18
第39条	(中間検査)	18
第40条	(整備施設の引渡し)	18
第41条	(整備施設の引渡し等遅延による費用負担)	19
第42条	(契約不適合責任)	19
第3節	工事監理業務	20
第43条	(工事監理業務の実施)	20
第44条	(工事監理業務計画書および工事監理業務報告書の提出)	20
第4章	統括管理業務	20
第45条	(統括管理業務の実施)	21
第46条	(統括責任者)	21
第47条	(事業報告書等の提出)	21
第48条	(セルフモニタリングの実施)	21
第5章	開業準備業務	21
第49条	(開業準備業務の実施)	21
第50条	(開業準備業務計画書の提出)	21
第51条	(マニュアルの整備・更新)	22
第52条	(開業準備期間中の維持管理業務)	22
第53条	(業務報告書の提出)	22
第6章	維持管理・運営業務	22
第1節	総則	22

第54条	(指定管理等)	22
第55条	(指定管理者による管理等)	22
第56条	(維持管理・運営業務に伴う近隣対策)	22
第57条	(光熱水費の負担)	23
第58条	(県による説明要求および立会い)	23
第2節	維持管理業務	23
第59条	(維持管理業務の実施)	23
第60条	(業務水準書の提出)	23
第61条	(業務計画書の提出)	23
第62条	(長期修繕計画書等の提出)	24
第63条	(本施設損傷時の取扱い)	24
第64条	(事業期間終了時の引継ぎ業務)	24
第3節	運営業務	24
第65条	(運営業務の実施)	25
第66条	(業務水準書の提出)	25
第67条	(業務計画書の提出)	25
第68条	(利用料金等)	25
第69条	(物品・飲食等販売業務および自主事業)	25
第70条	(自主事業の一部または全部の終了)	26
第7章	サービス対価の支払い	26
第71条	(サービス対価(施設整備業務)の支払)	26
第72条	(サービス対価(開業準備業務)の支払)	26
第73条	(サービス対価(統括管理業務・維持管理・運営業務)の支払)	26
第74条	(サービス対価の減額および是正勧告)	26
第8章	契約期間および契約の終了ならびに契約の解除および本指定の取消等	27
第1節	契約期間	27
第75条	(契約期間)	27
第2節	整備施設引渡し前の契約解除等	27
第76条	(整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)	27
第77条	(整備施設引渡し前の県の責めに帰すべき事由による契約解除等)	29
第78条	(整備施設引渡し前の法令変更による契約解除等)	30
第79条	(整備施設引渡し前の不可抗力による契約解除等)	30

第3節 整備施設引渡し以後の契約解除等.....	31
第80条 (整備施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)	31
第81条 (整備施設引渡し以後の県の責めに帰すべき事由による契約解除等) 32	
第82条 (整備施設引渡し以後の法令変更による契約解除等)	32
第83条 (整備施設引渡し以後の不可抗力による契約解除等)	33
第4節 事業関係終了に際しての処置.....	33
第84条 (事業関係終了に際しての処置)	33
第85条 (終了手続の負担)	33
第5節 モニタリングおよび要求水準未達成に関する手続.....	34
第86条 (モニタリングおよび要求水準未達成に関する手続)	34
第9章 表明・保証および誓約.....	34
第87条 (事業者による事実の表明・保証および誓約)	34
第10章 法令変更.....	35
第88条 (通知の付与および協議)	35
第89条 (法令変更による増加費用または損害の扱い)	35
第11章 不可抗力.....	35
第90条 (通知の付与および協議)	35
第91条 (不可抗力による増加費用・損害の扱い)	36
第12章 その他.....	36
第92条 (公租公課の負担)	36
第93条 (疑義についての協議)	36
第94条 (融資団との協議)	36
第95条 (秘密保持)	36
第96条 (個人情報保護等)	37
第13章 雑則.....	37
第97条 (請求、通知等の様式その他)	37
第98条 (延滞利息)	37
第99条 (協力義務)	38
第100条 (準拠法)	38
第101条 (管轄裁判所)	38

- 別紙 2 本日程表
- 別紙 3 事業者が加入する保険
- 別紙 4 保証書の様式
- 別紙 5 プロフィットシェア
- 別紙 6 サービス対価の構成および支払い方法等
- 別紙 7 モニタリング、サービス対価減額および契約終了に至る流れ
- 別紙 8 法令変更による増加費用の負担割合
- 別紙 9 不可効力による増加費用の負担割合

滋賀県希望が丘文化公園活性化事業 事業契約書（案）

滋賀県（以下「県」という。）及び●●●（以下「事業者」という。）とは、滋賀県希望が丘文化公園活性化事業（以下「本事業」という。）に関して、以下のとおり事業契約（以下「本事業契約」という。）を締結した。

第1章 総 則

（定義）

第1条 本事業契約において使用する用語の意義は、別紙1に定めるとおりとする。

（目的）

第2条 本事業契約は、県および事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性および民間事業の趣旨の尊重）

第3条 事業者は、本公園が県立公園および行政サービス施設としての公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

2 県は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

（本事業の概要）

第4条 本事業は、次の各号に掲げる業務、これらの業務の実施にかかる資金調達ならびにこれらに付随し、関連する一切の事業および業務により構成されるものとし、事業者は本事業に関連のない事業を行ってはならない。

- (1) 施設整備業務
- (2) 統括管理業務
- (3) 開業準備業務
- (4) 維持管理業務
- (5) 運營業務

2 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本事業を遂行しなければならない。

（事業日程）

第5条 事業者は、本事業を別紙2の本日程表に従って遂行する。

2 事業者は、本日程表に定める各業務の開始予定日に各業務を開始できないと認めるときまたは各業務の終了予定日までに各業務を完了することができないと認めるときは、各業務の開始予定日または終了予定日の30日前までに、その理由および事業者の対応の計画を書面により県に通知しなければならない。

3 事業者は、本日程表に定める各業務の開始予定日に各業務を開始できない場合および各業務の終了予定日までに各業務を完了することができない場合においては、遅延を回避または軽減するために必要な措置をとり、損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

(費用負担および本事業の資金調達)

- 第6条 本事業の実施に関する一切の費用は、本事業契約に特段の規定がある場合を除き、すべて事業者が負担する。本事業に関する事業者の資金調達は、すべて事業者の責任において行う。
- 2 事業者が本件業務を実施するに当たり、国または地方公共団体等が実施する法制上及び税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、県は、合理的に可能な範囲内で、それらの支援を事業者が受けることができるよう協力する。
 - 3 事業者は、県の要請に基づき、県が行う国庫補助金および交付金関連資料作成等その他の必要な資料作成について協力する。かかる業務に要する費用は事業者の負担とする。

(第三者の使用)

- 第7条 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、各本件業務を、各構成企業に直接委託しまたは請け負わせることができるものとし、構成企業以外の第三者に各本件業務を委託しまたは請け負わせてはならない。
- 2 事業者は、前項により各本件業務を構成企業に委託しまたは請け負わせたときは、速やかにその委託または請負の内容を県に報告しなければならない。
 - 3 事業者は、各本件業務にかかる構成企業を変更または追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、県の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。
 - 4 事業者は、構成企業が事業者から受託しまたは請け負った各本件業務の一部を第三者に委託しまたは請け負わせたときは（以下当該第三者を「下請負人」という。）、当該下請負人の名称その他必要な事項を県に通知しなければならない。
 - 5 事業者は、特別の事情があると県が認めた場合を除き、構成企業をして、社会保険等未加入建設業者に施設整備業務のうち建設業務を委託しまたは請け負わせてはならない。
 - 6 事業者による構成企業その他の第三者への業務の委託および請負（構成企業から下請負人への委託および請負を含む。）は、すべて事業者の責任において行うものとし、構成企業その他の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。
 - 7 事業者は、事業期間中、滋賀県内事業者参画・県産品活用に係る努力を行う。かかる努力の結果、活用実績を1年に1回、県に報告するものとする。

(許認可、届出等)

- 第8条 事業者による本件業務の実施その他の本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任および費用負担において、これを取得および維持しなければならない。本件業務の実施その他の本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の届出・各種申請についても同様とし、事業者がその責任および費用負担において、これを提出しなければならない。ただし、県が取得・維持すべき許認可および県が提出すべき届出はこの限りでない。
- 2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、県に事前説明および事後報告を行う。
 - 3 県は、事業者が要請した場合には、事業者による許認可の取得、届出およびその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
 - 4 事業者は、県が要請した場合には、県による許認可の取得、届出およびその維持等に必要資料の提供その他について協力する。

- 5 事業者は、事業者が取得すべき許認可の取得の遅延により増加費用または損害が生じた場合、当該増加費用または当該損害を負担する。但し、県の責めに帰すべき事由による場合は県が当該増加費用を負担し、法令等の変更または不可抗力により遅延した場合は、第10章または第11章の規定に従う。

(第三者に生じた損害)

- 第9条 事業者が本事業を実施する過程で、または実施した結果、第三者に損害が発生したときは、本事業契約に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、かかる損害のうち、県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県がこれを負担する。
- 2 事業者による本事業の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第11章の規定に従う。

(契約の保証)

- 第10条 事業者は、本事業契約の締結日までに、施設整備業務の履行を保証するため、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を県に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、県が確実と認める金融機関または保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払金保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) 本契約による債務の不履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 本契約による債務の不履行による生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 事業者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、事業者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
 - 3 事業者は、開業準備業務の開始日までに、開業準備業務および維持管理・運営業務の履行を保証するため、第1項各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第1項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を県に寄託しなければならない。この場合は第2項の規定を準用する。
 - 4 第1項の保証にかかる契約保証金の額、保証金額または保険金額は、サービス対価（施設整備業務）の合計金額の100分の10以上とし、前項の保証にかかる契約保証金の額、保証金額または保険金額は、維持管理・運営業務を実施する各事業年度において、当該事業年度のサービス対価（開業準備業務）およびサービス対価（維持管理・運営業務）の予定額の合計額の100分の10以上としなければならない。
 - 5 事業者が第1項第3号から第5号までまたは第3項、第4項のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第76条第6項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 6 第1項の規定により事業者が同項第2号または第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号または第5

号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。第2項の規定により事業者が第1項第3号に掲げる保証を付したときおよび第1項第4号または第5号に掲げる保証を付したときも同様とする。

- 7 第1項の保証に関してサービス対価（施設整備業務）の変更があった場合には、保証の額が変更後のサービス対価（施設整備業務）の100分の10に達するまで、県は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 8 県は、施設整備業務が完了したときは、第1項に基づき納付された契約保証金を事業者に戻付し、維持管理・運營業務が終了したときは、第2項に基づき納付された契約保証金を事業者に戻付するものとする。また、本事業契約が施設整備業務の完了前に終了または解除された場合において、第16条に基づき、事業者が所有し、または管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（事業者の使用する第三者等が所有し、または管理するこれらの物件を含む。）の撤去、事業用地の原状回復および当該事業用地の県への引渡しの手続きが完了したときは、県は、第1項に基づき納付された契約保証金（契約解除等に伴い違約金として契約保証金を充当している場合、その額を控除した額）を事業者に戻還するものとする。
- 9 前二項の規定により還付する契約保証金には、利息を付さない。
- 10 契約保証金またはこれに代わる担保の提供は、損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

（解釈および適用）

- 第11条 県と事業者は、本事業契約と共に、本事業関連書類に定められた事項が適用されることを確認する。
- 2 本事業契約と本事業関連書類との間または本事業関連書類相互間に矛盾、齟齬がある場合、本事業契約、基本協定、入札説明書等に対する質疑回答、入札説明書等、提案書類の順にその解釈が優先する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、本件書類と要求水準書の内容に差異があり、提案書類に記載された性能または水準が、要求水準書に記載された性能または水準を上回るときは、その限度で提案書類の記載が要求水準書の記載に優先する。

（責任の負担）

- 第12条 事業者は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に関する一切の責任を負う。
- 2 本事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者による本事業の実施に関する県による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等もしくは立会いまたは事業者から県に対する報告、通知もしくは説明等を理由として、事業者はいかなる本事業契約上の責任も免れることはできず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等もしくは立会いまたは報告、通知もしくは説明等を理由として、県は何ら責任を負担しない。

（臨機の措置）

- 第13条 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ県の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、事業者は、そのとった措置の内容を県に直ちに通知しなければならない。

- 3 県は、災害防止その他特に必要があると認めるときは、事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 事業者が第1項または前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者がサービス対価の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、県と事業者で協議のうえ、合理的な範囲で県が負担する。

(保険の付保等)

第14条 事業者は、本事業の実施に関し、別紙3に定める期間において別紙3に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。

- 2 事業者は、前項により加入した保険の保険証券またはこれに代わるものとして県が認められたものを、加入後速やかに県に呈示し、その原本証明付き写しを県に提出しなければならない。

(要求水準の変更等)

第15条 県は、本件業務に関する要求水準書の内容を変更する場合、事前に事業者に対して通知のうえ、その対応について協議を行ったうえで変更するものとする。

- 2 本事業について増加費用または損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
 - (1) 県の責めに帰すべき事由（①県の指示または請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）および②入札説明書等の不備または県による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）を含む。）により、合理的な増加費用または損害が発生した場合、県が当該増加費用または当該損害を負担する（サービス対価の改定による場合を含む。）。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、増加費用または損害が発生した場合、事業者が当該増加費用または当該損害を負担する。
 - (3) 法令等の変更または不可抗力により、増加費用または損害が発生した場合の取扱いは、第10章または第11章の規定に従う。
- 3 本事業契約に基づき事業者に生じた増加費用または損害を県が負担する場合、当該増加費用または損害には、帰責事由等にかかわらず、事業者（本事業にかかる各業務の一部を第三者に委託または請け負わせた場合における当該第三者を含む。）の逸失利益を含まないものとする。

第2章 事業用地の使用

(事業用地の使用)

第16条 事業者は、事業用地において、本事業関連書類に従い、本件業務を実施する。

- 2 事業者は、事業期間において、各本件業務の履行に必要な限度で、事業用地を使用することができる。
- 3 事業者は、善良なる管理者の注意をもって事業用地を使用するものとし、本事業関連書類において許容されている場合を除き、第三者に事業用地を使用または収益させてはならない。
- 4 事業者は、本事業契約に基づき必要とされる使用許可に係る使用料およびプロフィット・シェアに基づく納付金を除き、本条に基づく事業用地の利用に関して、使用料または地代等を支払うことを要しない。

(契約終了時の取扱い)

第17条 本事業契約の終了等により事業用地の全部または一部が不用となった場合において、当該不用となった事業用地に事業者が所有し、または管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（事業者の使用する第三者等が所有し、または管理するこれらの物件を含む。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去（当該物件の滅失登記を含む。）するとともに、当該事業用地を原状に回復し、県に明け渡さなければならない。

(事業用地等の契約不適合責任)

第18条 県は、本件業務において使用する範囲の事業用地を現状にて事業者を引き渡す義務を負う他、事業用地に関する一切の契約不適合責任を負担しない。

2 前項の規定にかかわらず、事業用地に関して、埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染等の事業用地の瑕疵で入札説明書等から合理的に推測し得ないものに起因して事業者が直接生じた合理的な増加費用は県が負担する。

第3章 施設整備業務

第1節 総則

(施設整備業務の実施)

第19条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任および費用負担において、施設整備業務を行うものとし、施設整備業務に関する一切の責任を負担する。

2 事業者は、施設整備業務を、提案書類において施設整備業務にかかる各業務を実施する者として指定された構成企業をして実施させる。

第2節 設計業務

(事前調査業務)

第20条 事業者は、本事業関連書類に従い、本件業務に関して必要となる現況調査、測量、地盤調査、電波障害調査等の各種調査を実施するとともに、関係機関との調整を行う。

2 事業者は、前項の各種調査を開始する前に、当該各種調査に関する事前調査計画書を作成して県に提出しなければならない。県は、事前調査計画書の内容を確認のうえ、疑義等があれば事業者と連絡し説明を求め、必要がある場合には修正を求めることができる。事前調査計画書を変更する場合も同様とする。

3 事業者は、第1項の各種調査を実施した都度、調査日時・場所・調査結果等を記載した報告書を作成して県に提出しなければならない。県は、報告書の内容を確認のうえ、疑義等があれば事業者と連絡し説明を求め、必要がある場合には修正を求めることができる。

(設計業務の実施)

第21条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任および費用負担において、設計業務を行うものとし、設計業務に関する一切の責任を負担する。

2 事業者は、各対象施設に係る設計業務の着手前に、本事業関連書類に従い、各対象施設に係る設計計画書をそれぞれ作成して県に提出し、県の承諾を得なければならない。県

は、設計計画書の内容を確認のうえ、疑義等があれば事業者に連絡し説明を求め、必要がある場合には修正を求めることができる。設計計画書提出後14日以内に県から連絡がない場合は、県の承諾を得たものとみなす。設計計画書を変更する場合も同様とする。

(設計業務の進捗状況の確認)

第22条 事業者は、県に対し、定期的に各対象施設に係る設計業務の進捗状況の説明および報告を行わなければならない。

- 2 事業者は、前項の説明および報告に加え、各対象施設に係る基本設計完了時および実施設計完了時において、基本設計図書および実施設計図書の内容が本事業関連書類に従ったものであることを確認するためにセルフモニタリングを行い、その結果を基本設計図書および実施設計図書とともに、それぞれ県に提出する。
- 3 県は、設計業務の進捗状況その他について、事業者に事前に通知したうえで、随時、事業者に対してその説明を求め、またはその他の書類の提出を求めることができる。
- 4 事業者は、前項に定める設計業務の進捗状況その他についての説明および県による確認の実施につき、県に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 5 県は、前各項に基づき事業者から説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事業者に伝え、または意見を述べるることができる。

(基本設計図書および実施設計図書の提出)

第23条 事業者は、本事業関連書類に従い、各対象施設に係る基本設計の完了後速やかに、各対象施設に係る基本設計図書を県に提出する。県は、提出後14日以内に基本設計図書の内容を確認し、その結果(是正箇所がある場合には是正要求を含む。)を事業者に通知する。

- 2 事業者は、本事業関連書類に従い、各対象施設および解体施設に係る実施設計の完了後速やかに、各対象施設に係る実施設計図書を県に提出する。県は、提出後14日以内に実施設計図書を確認し、その結果(是正箇所がある場合には是正要求を含む。)を事業者に通知する。
- 3 県は、前各項に基づき事業者より提出された設計図書が本事業関連書類の内容を逸脱していると判断する場合、事業者の責任および費用負担において、その修正を求めることができる。事業者は、県からの指摘により、または自ら設計図書に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任および費用負担において、直ちに当該設計図書の修正を行い、修正点について県に報告し、その確認を受けなければならない。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。
- 4 事業者は、第1項および第2項の県の確認を受け、各対象施設に係る設計業務が完了した場合は速やかに、各対象施設に係る設計業務完了届を県に提出する。
- 5 設計業務に関して遅延が生じ、県または事業者が増加費用または損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
 - (1) 県の責めに帰すべき事由(①県の指示または請求(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)、②入札説明書等の不備または県による変更(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)、および③県による設計図書の変更(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。))により、設計業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、または合理的な増加費用もしくは損害が発生した場合、県は、事業者と協議のうえ、合理的な期間本引渡等予定日を延期するとともに、当該増加費

- 用または損害を負担する。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により増加費用または損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用または当該損害を負担する。
 - (3) 法令等の変更または不可抗力により各整備施設の設計に遅延が生じ、増加費用または損害が発生した場合の取扱いは、第 10 章または第 11 章の規定に従う。

(設計図書の変更)

- 第24条 県は、本工事の開始前および工事中において必要があると認めるときは、事業者に対して、事業者の提案の範囲を逸脱しない限度で、設計図書の変更を求めることができる。事業者は、県から当該変更要請を受けた日から 14 日以内に、県に対して、かかる設計図書の変更に伴い発生する費用、工期または工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。
- 2 事業者は、前項に定める場合を除くほか、県の事前の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。

(設計図書及び工事完成図書等の著作権)

- 第25条 県は、設計図書等および建築著作物としての整備施設について、県の裁量により、これを無償利用する権利および権限を有する。かかる利用の権利および権限は、本事業契約の終了後も存続する。
- 2 設計図書等または整備施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号、その後の改正を含む。）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第 2 章および第 3 章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
 - 3 事業者は、県が設計図書等および整備施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自らまたは著作者（県を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第 19 条第 1 項または第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、または行使させてはならない。
 - (1) 設計図書等および整備施設の内容を公表すること。
 - (2) 整備施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、県および県が委託する第三者をして、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 整備施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 整備施設を増築し、改築し、修繕もしくは模様替えにより改変し、または取り壊すこと。
 - 4 事業者は、自らまたは著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、または行使させてはならない。但し、予め県の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 第 2 項の著作物にかかる著作権を第三者に譲渡し、または承継させること。
 - (2) 設計図書等または整備施設の内容を公表すること。
 - (3) 整備施設に事業者の実名または変名を表示すること。

(著作権の侵害の防止)

- 第26条 事業者は、その作成する成果物および関係書類（設計図書等および整備施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを県に対して保証する。
- 2 事業者は、その作成する成果物および関係書類が第三者の有する著作権等を侵害したと

きは、これにより第三者に発生した損害を賠償し、またはその他の必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、県が損害の賠償を行いまたは費用を負担した場合には、事業者は、県に対し、かかる損害および費用の全額を補償する。

(特許権等の使用)

第27条 事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払およびこれらに関して発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。

第3節 建設業務

(建設業務の実施)

第28条 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、自らの責任および費用負担において、建設業務を行うものとし、建設業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 各整備施設の建設方法その他本工事のために必要な一切の手段は、本事業関連書類に定めがあるものはそれに従い、それ以外のものは事業者がその責任においてこれを定める。
- 3 本工事に遅延が生じ、県または事業者が増加費用または損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。

- (1) 県の責めに帰すべき事由（①県の指示または請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②入札説明書等の不備または県による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）、および③県による設計図書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により、本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、または合理的な増加費用もしくは損害が発生した場合、県は、事業者と協議のうえ、合理的な期間、本引渡等予定日を延期するとともに、当該増加費用または損害を負担する。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由（必要な関係機関との協議に起因する遅延を含むがこれに限られない。）により増加費用または損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用または当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更または不可抗力により本工事に遅延が生じ、増加費用または損害が発生した場合の取扱いは、第10または第11章の規定に従う。

(総合施工計画書等の提出)

第29条 事業者は、本工事に着手する前に、本事業関連書類に従い、各対象施設に係る詳細工程表を含む総合施工計画書を作成して県に提出し、県の承諾を得なければならない。県は、総合施工計画書の内容を確認のうえ、疑義等があれば事業者に連絡し説明を求め、必要がある場合には修正を求めることができる。総合施工計画書提出後14日以内に県から連絡がない場合は、県の承諾を得たものとみなす。総合施工計画書を変更する場合も同様とする。

- 2 事業者は、本工事の実施中、県と協議して定める期限までに月間工程表および週間工程表を作成し、県に提出しなければならない。県は、月間工程表および週間工程表の内容を確認のうえ、疑義等があれば事業者に連絡し説明を求め、必要がある場合には修正を求めることができる。
- 3 事業者は、本工事の実施中、常に工事記録を整備するとともに、県の監査等に関わる検

査等の資料作成に協力しなければならない。

(近隣対応・対策業務)

- 第30条 事業者は、本事業関連書類に従い、本工事が周辺環境に与える影響等を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施しなければならない。
- 2 事業者は、前項の近隣対応について、事前および事後にその内容および結果を県に報告しなければならない。
 - 3 前項の近隣対応の結果、本工事に遅延が発生することが見込まれる場合には、県および事業者は、協議のうえ、本引渡等予定日を合理的な期間延期することができる。
 - 4 第1項の近隣対応の結果、事業者に生じた費用および損害（前項に基づき本引渡等予定日の変更されたことによる増加費用および損害も含む。）は、事業者がこれを負担する。
 - 5 前項の規定にかかわらず、本事業を実施すること自体に対する住民反対運動または訴訟等に対する対応は、県がこれを行う。かかる住民等の反対運動もしくは訴訟等または県が行う業務による周辺環境の悪化等に起因して本工事に遅延が発生することが見込まれる場合、県は、事業者と協議のうえ、本引渡等予定日を合理的な期間延期することができる。また、かかる住民反対運動または訴訟等に直接起因する合理的な増加費用および損害は、県がこれを負担する。

(工事報告書の提出)

- 第31条 事業者は、本事業関連書類に従い、建設業務に関する工事報告書（月報）を作成し、翌月の10日（同日が開庁日以外の場合は翌開庁日）までに県に提出しなければならない。

(県による説明要求および建設現場立会い)

- 第32条 県は、前条に規定する工事報告書の提出のほか、本工事の進捗状況について、随時、事業者に対して報告を要請することができ、事業者は、県の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。
- 2 県は、本工事開始前および本工事の実施中、随時、事業者に対して質問をし、本工事について説明を求めることができる。事業者は、県からかかる質問を受領した後速やかに、県に対して回答を行わなければならない。県は、事業者の回答内容が合理的でないとは判断した場合には、事業者との間でこれを協議することができる。
 - 3 県は、事業者が行う工程会議に参加することができるとともに、事業者に対する事前の通知を行うことなく随時、本工事に立ち会うことができる。
 - 4 前三項に規定する報告、説明、または立会いの結果、県が、各対象施設の施工状況が本事業関連書類または設計図書の内容を逸脱していると判断した場合、県は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
 - 5 事業者は、工事監理者が求める本施設の検査または試験の内容を、県に対して事前に通知する。県は、かかる検査または試験に立ち会うことができる。
 - 6 県は、前条の工事報告書を受領することまたは本条に基づく協議、説明要求、本工事への立会い等を理由として、本施設の設計および施工の全部または一部について何らの責任も負担せず、また、事業者は、これらを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減または免除されるものではない。

(工期の変更)

第33条 県が事業者に対して本工事にかかる工期の変更を請求した場合、県と事業者は協議により当該変更の可否を定める。

- 2 事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として、工期の変更を請求した場合、県は、事業者との協議により、当該変更の可否を定める。ただし、県と事業者との間の協議が調わない場合、県は、その合理的な裁量に基づき、工期を定めることができ、事業者は、これに従わなければならない。

(工期の変更による費用負担)

第34条 県の責めに帰すべき事由により本工事にかかる工期または工程を変更したときは、県は、当該変更に伴い事業者が負担した合理的な増加費用または損害を負担する。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により本工事にかかる工期または工程を変更したときは、事業者は、当該変更に伴い県に発生した増加費用または損害を負担する。
- 3 法令等の変更または不可抗力により発生した本工事にかかる工期または工程の変更による増加費用もしくは損害またはサービス対価の取扱いは、第10章または第11章の規定に従う。

(工事の中止等)

第35条 県は、必要と認めた場合には、事業者に対して、本工事の全部または一部の施工を一時的に中止させることができる。この場合、県は、事業者に対して、中止の内容及び理由を通知しなければならない。

- 2 県は、前項により本工事の全部または一部の施工を中止させた場合において、必要と認めたときには、本引渡等予定日を変更することができる。
- 3 県は、第1項により本工事の全部または一部の施工を中止させた場合において、本工事の施工の中止またはその続行に起因して事業者が生じた合理的な増加費用（本工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、および労働者、建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する。ただし、当該中止の原因または端緒が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、本工事の施工の一時中止が法令等の変更または不可抗力に起因する場合には、第10章または第11章の規定に従う。

(備品等調達および設置業務)

第36条 事業者は、本事業関連書類に従い、各整備施設の機能および性能を満たし維持管理・運営業務を実施するために必要な備品および消耗品（以下「備品等」という。）を調達し、各整備施設に設置しなければならない。

- 2 事業者は、調達予定の備品等のリストを作成し、事前に県の承認を得るものとする。
- 3 事業者による備品等の調達については、買取（購入）方式で調達することを基本とするが、リース方式による調達に客観的な合理性があり、県に不利益をおよぼさないと認められる場合には、県の事前の承認を得てリース方式により調達することも可能とする。

(事業者による完成検査)

第37条 事業者は、本事業関連書類に従い、各整備施設に係る建設または解体施設に係る解体・撤去の完成検査を行う。

- 2 事業者は、各対象施設に係る完成検査の日程を、実施日の14日前までに県に通知しなければならない。
- 3 県は、各対象施設に係る完成検査に立ち会うことができる。ただし、県はかかる立会い

の実施を理由として、何らの責任をも負担するものではない。

- 4 事業者は、各対象施設に係る完成検査の結果を、検査済証およびその他の検査結果に関する書面の写しを添えて、県に報告しなければならない。
- 5 事業者は、本事業関連書類に従い、県による完成確認の前に、各整備施設に係る完成図書を県に提出しなければならない。
- 6 事業者は、本事業関連書類に従い、県による完成確認の前に、各解体施設に係る撤去工事完成確認書類を県に提出しなければならない。

(県による完成確認)

- 第38条 県は、前条に基づく事業者による各対象施設に係る完成検査の終了後速やかに、各対象施設に係る完成確認を行う。事業者は、県による完成確認に立ち会うとともに、県に協力する。
- 2 前項の完成確認の結果、各対象施設が本事業関連書類の内容に適合していないことが判明した場合、県は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
 - 3 事業者は、前項に基づき是正を行ったときは、当該是正部分について再度県による完成確認を受けなければならない。
 - 4 県は、完成確認の結果、各対象施設が本事業関連書類の内容を満たしていると判断した場合には、事業者に対して遅滞なく各対象施設に係る完成確認通知を交付する。
 - 5 県は、完成確認通知の交付を理由として、各対象施設の設計または施工の全部または一部について何らの責任も負担せず、また、事業者は、これを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減または免除されるものではない。事業者は、完成確認通知の交付を理由として、各対象施設について契約不適合責任の発生を争い、またはその履行を拒絶もしくは留保することはできない。

(中間検査)

- 第39条 県は、本工事の品質を確保するためまたは各対象施設が本事業関連書類の内容に適合しているか否かを確認するために必要があると認めるときは、中間検査を行うことができる。
- 2 事業者は、県による中間検査に立ち会うとともに、必要な資料・図書等を作成し、県に協力する。

(整備施設の引渡し)

- 第40条 事業者は、県から第38条第4項の各整備施設に係る完成確認通知を受領した後、それぞれ受渡書を交付して各整備施設を県に引き渡し、各整備施設の所有権を県に取得させる。事業者は、各整備施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を県に移転しなければならない。
- 2 事業者は、各整備施設の引渡しと同時に、本事業関連書類に従い県に引き渡すべき書類を引き渡す。
 - 3 事業者は、各整備施設に係る不動産登記を行う場合において県が要請したときは、必要な書類作成その他の協力を行う。

(整備施設の引渡し等遅延による費用負担)

- 第41条 県の責めに帰すべき事由により、各整備施設の引渡しまたは各解体施設の解体・撤去の完了が各対象施設に係る本引渡等予定日より遅延した場合、県は、当該遅延に起因して事業者が負担した合理的な増加費用または損害を負担する。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、各整備施設の引渡しまたは各解体施設の解体・撤去が各対象施設に係る本引渡等予定日より遅延した場合、事業者は、当該遅延に起因して県が負担した増加費用または損害を負担するほか、各対象施設に係る本引渡等予定日の翌日（当日を含む。）から実際に整備施設が引き渡されたまたは解体施設の解体・撤去が完了した日（当日を含む。）までの期間（両端日を含む。）に応じ、当該各整備施設に係るサービス対価（整備業務）相当額（消費税および地方消費税相当額を含む。）に当該各整備施設に係る本引渡等予定日における第98条に定める延滞利息の率を乗じることにより日割計算にて計算した額を違約金として県に支払う。この場合において、県に当該遅延に起因して違約金以上の損害が発生したときは、事業者は、当該違約金を超える損害額を県に支払わなければならない。
 - 3 第10条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、県は、当該契約保証金または担保をもって前項の違約金および損害賠償請求権にかかる金額に充当することができ、また、事業者に対する債務（サービス対価を含むがこれに限られない。）と、前項の違約金および損害賠償請求権にかかる金額とを、対当額で相殺することができる。
 - 4 法令等の変更または不可抗力により、各整備施設の引渡しまたは各解体施設の解体・撤去が本引渡等予定日より遅延した場合、当該引渡し遅延に起因して事業者が生じた合理的な増加費用および損害の負担については、第10章または第11章の規定に従う。

(契約不適合責任)

- 第42条 県は、各対象施設（整備施設において事業者により設置された設備等を含む。）（以下この条において「整備施設等」という。）が本事業契約および本事業関連書類の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合、事業者に対し、その修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、県は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、県が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、県は、その契約不適合の程度に応じてサービス対価（施設整備業務）の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちにサービス対価（施設整備業務）の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 整備施設等の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、県が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 3 県は、引き渡された整備施設等に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求または契

約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 4 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 5 県が第3項に規定する契約不適合にかかる請求等が可能な期間（以下この項および第8項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者へ通知した場合において、県が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 6 県は、第3項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 7 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意または重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 8 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 9 県は、整備施設等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第3項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 10 引き渡された整備施設等の契約不適合が支給材料の性質または県の指図により生じたものであるときは、県は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその材料または指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 11 各整備施設等に契約不適合がある場合、県は事業者に対して、当該契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 12 事業者は、建設企業をして、県に対し、本条による修補または代替物の引渡しによる履行の追完および損害の賠償をなすことについて保証させるべく、本事業契約の締結日後速やかに、大要別紙4の様式による保証書を差し入れさせる。

第4節 工事監理業務

（工事監理業務の実施）

- 第43条 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、自らの責任および費用負担において、工事監理業務を行うものとし、工事監理業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 事業者は、工事監理者を配置しなければならない。

（工事監理計画書および工事監理報告書の提出）

- 第44条 事業者は、各整備施設の本工事に着手する前までに、本事業関連書類の定めるところに従い、各整備施設の本工事に係る工事監理計画書を作成して県に提出しなければならない。
- 2 事業者は、各対象施設に係る工事監理業務の実施中において、本事業関連書類に従い、工事監理報告書（月報）を作成し、翌月の10日（同日が開庁日以外の場合は翌開庁日）までに県に提出しなければならない。

第4章 統括管理業務

(統括管理業務の実施)

第45条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任および費用負担において、統括管理業務を行うものとし、統括管理業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 事業者は、統括管理業務を、統括責任者および提案書類において統括管理業務を実施する者として指定された企業をして実施させる。

(統括責任者)

第46条 事業者は、本事業の各業務全般を総合的に把握し、県等との調整を行う統括責任者を1名配置しなければならない。

- 2 統括責任者は、原則として事業者または代表企業の構成員から選出するものとし、必要な知識および技能を有する者としなければならない。

(事業報告書等の提出)

第47条 事業者は、本事業関連書類に従い、維持管理・運営業務に関する業務日誌、月例業務報告書および事業報告書を作成し、統括責任者の確認を経たうえで、月例業務報告書は翌月の10日(同日が開庁日以外の場合は翌開庁日)までに、事業報告書は翌年度の4月末までに、それぞれ県に提出しなければならない。

(セルフモニタリングの実施)

第48条 事業者は、各整備施設の供用開始の2か月前までに、県が合理的に満足する様式および内容の本事業関連書類に従ったセルフモニタリング実施計画書を作成して県に提出し、その内容について県の承認を得るものとする。

- 2 事業者は、セルフモニタリング実施計画書に基づき維持管理・運営業務についてセルフモニタリングを実施し、その結果をとりまとめる他、達成度や成果等について分析・評価を行い、県に報告しなければならない。
- 3 事業者は、セルフモニタリングの結果や利用者意見等により業務是正を行った場合は、是正内容とその結果(効果)について業務是正報告書を作成し、県に提出しなければならない。また、当該業務是正の内容については翌年度の維持管理・運営業務に係る年間計画書に反映するものとする。

第5章 開業準備業務

(開業準備業務の実施)

第49条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任および費用負担において、開業準備業務を行うものとし、開業準備業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 事業者は、開業準備業務を、提案書類において開業準備業務を実施する者として指定された企業をして実施させる。

(開業準備業務計画書の提出)

第50条 事業者は、各整備施設に係る開業準備期間の開始日の3か月前までに、県が合理的に満足する様式および内容の本事業関連書類に従った各整備施設に係る開業準備業務計画書および開業イベント等実施計画書(開業イベント等を実施する整備施設に限

- る。)を作成して県に提出し、その内容について県の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、開業準備業務計画書または開業イベント等実施計画書の内容を変更する場合は、その内容について事前に県の承認を得なければならない。

(マニュアルの整備・更新)

- 第51条 事業者は、個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアルその他の維持管理・運営業務実施に当たり必要となるマニュアルを作成して県に提出し、各整備施設に係る維持管理・運営期間の開始日の1か月前まで(開業イベント等を実施する整備施設については開業イベント等の実施日の1か月前まで)に、その内容について県の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、前項のマニュアルを変更する場合は、県と協議を行い、県の承認を得なければならない。

(開業準備期間中の維持管理業務)

- 第52条 事業者は、開業準備期間において、第6章の規定に準じて、各整備施設について必要となる維持管理業務を行わなければならない。

(業務報告書の提出)

- 第53条 事業者は、本事業関連書類に従い、開業準備業務が完了したときは、速やかに開業準備業務報告書を作成し、県に提出しなければならない。

第6章 維持管理・運営業務

第1節 総則

(指定管理等)

- 第54条 県は、法令等および本事業契約に基づき、事業者の本公園の管理を代行させる。
- 2 事業者は、法令等および本事業契約の定めに従い、指定管理者としての業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

(指定管理者による管理等)

- 第55条 事業者が指定管理者として行う業務の範囲は、維持管理・運営業務(但し、物品・飲食等販売業務および自主事業を除く。)とする。
- 2 事業者は、本指定がその効力を生じた場合には、本公園における指定管理者として、直ちに、自らの責任と費用負担において、本事業関連書類に定める条件に従い、維持管理・運営業務を開始し、かつ、維持管理・運営期間中、維持管理・運営業務を遂行する責任を負う。
- 3 事業者は、維持管理・運営業務について本指定がその効力を生じるまでは、維持管理・運営業務を開始することはできず、県に対し、当該業務に係るサービス対価の支払いまたは費用の求償を求めることはできない。

(維持管理・運営業務に伴う近隣対策)

- 第56条 事業者は、自己の責任および費用負担において、維持管理・運営業務を実行するにあたって、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、県に対して、事前および事後にその内容および結果

を報告する。県は、かかる近隣対策の実施について、事業者に対し協力する。

- 2 前項の近隣対策の結果、事業者が生じた費用および損害は、本事業契約に別段の定めがない限り、事業者がこれを負担する。
- 3 前項にかかわらず、本公園または各整備施設を設置・運営すること自体に対する住民反対運動または訴訟等に対する対応は、県がこれを行う。かかる住民反対運動または訴訟等に直接起因する費用は、県がこれを負担する。

(光熱水費の負担)

第57条 事業者は、維持管理・運営業務を実施するために必要な電力、ガス、水道等は自己の責任と費用で調達しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、維持管理・運営業務（物品・飲食等販売業務および自主事業を除く。）に要する光熱水費については、サービス対価（維持管理業務）に含まれないものとする。

(県による説明要求および立会い)

第58条 県は、事業者に対し、維持管理・運営期間中、維持管理・運営業務について、随時その説明を求め、県が必要とする書類の提出を請求し、または本施設において維持管理および運営状況を自ら立会いの上確認することができる。事業者は、かかる県の要求に対して最大限の協力を行わなければならない。

- 2 前項に規定する説明または確認の結果、本公園の維持管理および運営状況が、本事業関連書類または業務計画書等の内容を逸脱していることが判明した場合の措置については、第86条に規定するモニタリングの手続に従う。
- 3 県は、必要に応じて、本公園の利用者その他の者へのヒアリングを行うことができる。
- 4 県は、本条に基づく説明要求、確認、立会いの実施等を理由として、本公園の維持管理・運営業務の全部または一部について、何らの責任も負担せず、また、事業者は、これらを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減または免除されるものではない。

第2節 維持管理業務

(維持管理業務の実施)

第59条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任および費用負担において、維持管理業務を行うものとし、維持管理業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 事業者は、維持管理業務を、提案書類において維持管理業務を実施する者として指定された企業をして実施させる。

(業務水準書の提出)

第60条 事業者は、各整備施設に係る維持管理・運営期間の開始日の2か月前までに、維持管理・運営期間中の共通計画として、県が合理的に満足する様式および内容の本事業関連書類に従った運営業務に係る業務水準書を作成して県に提出し、その内容について県の承認を得なければならない。

- 2 事業者は、前項の業務水準書の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更案を県に提出し、事前にその内容について県の承認を得なければならない。

(業務計画書の提出)

第61条 事業者は、各整備施設に係る維持管理業務を実施する各事業年度の開始日（初年度については維持管理業務の開始日）の2か月前までに、県が合理的に満足する様式および内容の本事業関連書類に従った維持管理業務に係る業務計画書を作成して県に提出し、その内容について県の承認を得なければならない。

- 2 事業者は、前項の業務計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更案を県に提出し、事前にその内容について県の承認を得なければならない。

（長期修繕計画書等の提出）

第62条 事業者は、各整備施設に係る維持管理・運営期間の開始日の2か月前までに、県が合理的に満足する様式および内容の維持管理・運営期間中の各対象施設に係る長期修繕計画書を作成し、第60条の業務水準書とあわせて県に提出し、その内容について県の承認を得なければならない。

- 2 事業者は、各整備施設の劣化状況等を踏まえ、各整備施設の供用開始後5年ごとに長期修繕計画書の内容を更新し、その内容について県の承認を得なければならない。
- 3 事業者は、維持管理・運営期間終了の3年前までに、県が合理的に満足する様式および内容の維持管理・運営期間終了後の各対象施設の修繕・更新等の必要性に関する次期修繕提案書を作成して県に提出しなければならない。また、事業者は、維持管理・運営期間終了の1年前に、次期修繕提案書について、時点修正を行った改訂版を県に提出するものとする。

（本施設損傷時の取扱い）

第63条 各整備施設の利用等に起因して各整備施設が損傷等した場合、県の責めに帰すべき事由による場合および不可抗力による場合（なお、施設利用者の通常使用の範囲による損傷等、施設利用者の故意もしくは過失による損傷等、施設利用者以外の第三者による損傷等、または帰責者不明の人為的な損傷等については、本条における不可抗力には含まれない。）を除き、事業者が自らの責任および費用負担において、必要な修繕等を行わなければならない。ただし、事業者において帰責事由のある者に求償することを妨げない。

- 2 不可抗力により、各整備施設の修繕等が必要となった場合の取扱いは、第11章の規定に従う。

（事業期間終了時の引継ぎ業務）

第64条 事業者は、本事業関連書類に従い、維持管理・運営期間の終了時において、本施設のすべてが本事業関連書類で要求される性能および機能を発揮でき、著しい損傷がない状態を基準として、各整備施設を県に引き渡さなければならない。ただし、性能および機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容される。

- 2 事業者は、維持管理・運営期間の終了時には、維持管理業務に関して必要な事項を県に説明するとともに、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するものとする。
- 3 事業者は、維持管理・運營業務の引継ぎに必要な引継ぎマニュアル等を維持管理・運営期間の終了までに整備し、県に引き渡すものとする。
- 4 前各項の他、事業者は、維持管理業務の引継ぎにあたっての必要な協力等を行うものとする。

第3節 運營業務

(運営業務の実施)

第65条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任および費用負担において、運営業務を行うものとし、運営業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 事業者は、運営業務を、提案書類において運営業務を実施する者として指定された企業をして実施させる。

(業務水準書の提出)

第66条 事業者は、各整備施設に係る維持管理・運営期間の開始日の2か月前までに、維持管理・運営期間中の共通計画として、県が合理的に満足する様式および内容の本事業関連書類に従った運営業務に係る業務水準書を作成して県に提出し、その内容について県の承認を得なければならない。

- 2 事業者は、前項の業務水準書の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更案を県に提出し、事前にその内容について県の承認を得なければならない。

(業務計画書の提出)

第67条 事業者は、各整備施設に係る運営業務を実施する各事業年度の開始日(初年度については運営業務の開始日)の2か月前までに、県が合理的に満足する様式および内容の本事業関連書類に従った運営業務に係る業務計画書を作成して県に提出し、その内容について県の承認を得なければならない。

- 2 事業者は、前項の業務計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更案を県に提出し、事前にその内容について県の承認を得なければならない。

(利用料金等)

第68条 県は、各整備施設に係る維持管理・運営期間の開始日の6か月前までに、各整備施設の利用料金その他各整備施設の運営に必要な事項を本条例で規定する。

- 2 事業者は、該当する各整備施設の各規定に従い、指定管理者として各整備施設の利用者から、所定の利用料金を徴収し、自らの収入とする。
- 3 事業者は、物価の変動、近隣の類似施設等の状況等を勘案し、利用料金が不相当となった場合は、本条例の見直しについて県と協議することができる。
- 4 県は、随時、自らの費用により、利用料金の出納状況等について、事業者に対し監査を実施できる。

(物品・飲食等販売業務および自主事業)

第69条 事業者は、自己の責任および費用負担において、本事業関連書類に従って、必要な県の許可を得て、各整備施設の一部において物品・飲食等販売業務を実施する。

- 2 事業者は、自己の責任および費用負担において、本事業関連書類に従って、各対象施設の用途および目的を妨げない範囲において、必要な県の許可を得て、各整備施設の一部を活用して自主事業を実施することができる。
- 3 物品・飲食等販売業務および自主事業から得られた収入は、事業者の収入とする。なお、物品・飲食等販売業務および自主事業は独立採算とし、運営業務と物品・飲食等販売業務および自主事業はそれぞれ経理を区別して管理しなければならない。
- 4 事業者は、自主事業の実施にあたっては、事業の内容や実施日・回数等について事前に県の承認を得なければならない。
- 5 事業者は、物品・飲食等販売業務および自主事業に関して、県が定める各整備施設の使用料を支払わなければならない。

- 6 事業者は、別紙5の規定に従い、自主事業の収益の一部を県に還元しなければならない。
- 7 事業者は、事業報告書の提出に合わせ、自主事業に関する報告書を毎年度県に提出しなければならない。

(自主事業の一部または全部の終了)

- 第70条 事業者は、自主事業の全部または一部の採算が悪化し、これを継続した場合に、維持管理・運営業務の継続が困難となることを見込まれる場合、これを県に通知する。
- 2 前項の通知を受けた場合、県は、自主事業の継続について事業者と協議を行った上、県の判断により、業務の停止を命令した上で、事業者による自主事業の一部または全部を終了させることができる。
 - 3 前項の規定は、県が、事業者の行う自主事業が、提案書類またはその他の本事業関連書類に定められたサービス水準を満たしていないと判断した場合に、これを準用する。

第7章 サービス対価の支払い

(サービス対価(施設整備業務)の支払)

- 第71条 県は、事業者の実施する施設整備業務に関し、別紙6に従って算定される金額を、別紙6記載の支払方法に従って、事業者に対し、サービス対価(施設整備業務)として支払う。
- 2 サービス対価(施設整備業務)の支払額は、物価変動に伴い、別紙6記載の方法に従って改定される。
 - 3 施設整備業務に関し、本事業関連書類に定める水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、県は、当該事項が是正されるまでの間、サービス対価(施設整備業務)の支払を留保することができる。県が本項に基づき支払を留保している間の利息は、これを付さない。

(サービス対価(開業準備業務)の支払)

- 第72条 県は、事業者の実施する開業準備業務に関し、別紙6に従って算定される金額を、同記載の支払方法に従って、事業者に対し、サービス対価(開業準備業務)として支払う。
- 2 前項にかかわらず、サービス対価(開業準備業務)の支払額は、物価変動に伴い、別紙6記載の方法に従って改定される。

(サービス対価(統括管理業務・維持管理・運営業務)の支払)

- 第73条 県は、事業者の遂行する統括管理業務・維持管理・運営業務に関し、別紙6に従って算定される金額を、同記載の支払方法に従って、事業者に対し、サービス対価(統括管理業務・維持管理・運営業務)として支払う。
- 2 前項にかかわらず、サービス対価(統括管理業務・維持管理・運営業務)の支払額は、物価変動に伴い、別紙6記載の方法に従って改定される。

(サービス対価の減額および是正勧告)

- 第74条 第86条に基づくモニタリングの結果、開業準備・維持管理・運営業務に関し、本事業関連書類に定める水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、県は、別紙7に定める手続に基づいて、事業者に対し、是正勧告をなすとともに、所定の

方法で減額ポイントを計上し、サービス対価（開業準備・維持管理・運営業務）の減額等を行う。また、この場合、県は必要と認める場合には、サービス対価（開業準備・維持管理・運営業務）の支払を留保することもできる。

- 2 事業者が県に提出した事業報告書等に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、県に対して、当該虚偽の記載がなければ県が前項の規定に従って減額し得た金額を、これに第 98 条に準じて政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める当該事業報告書の提出日時点における割合で計算した遅延損害金を付加して返還しなければならない。

第 8 章 契約期間および契約の終了ならびに契約の解除および本指定の取消等

第 1 節 契約期間

（契約期間）

第 75 条 本事業契約は、本事業契約の締結日から効力を生じ、維持管理・運営期間の終了日をもって終了する。

- 2 事業者は、前項に定める契約期間中、各対象施設を、本事業関連書類に定められた水準を満たす状態に保持する義務を負う。

第 2 節 整備施設引渡し前の契約解除等

（整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等）

第 76 条 本事業契約の締結日以後、整備施設の全部の事業者から県に対する引渡しおよび解体施設の解体・撤去の完了までの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、県は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。但し、事業者が本事業関連書類に定められる水準を満たしていない場合の手続は、第 86 条の定めに従う。

- (1) 事業者が本事業の全部または一部の履行を怠り（事業者が本事業関連書類に定められた水準を満たしていない場合を含む。）、その状態が 30 日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 事業者が、事業者の責めに帰すべき事由により、本日程表に記載された工事開始日を過ぎても各整備施設にかかる本工事を開始せず、県が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から県に対して県が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、各整備施設にかかる本引渡等予定日までに当該整備施設が完成しないときまたは解体・撤去業務が完了しないとき。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、本指定が取り消されたとき。
- (5) 事業者が、正当な理由なくして、県の指示または是正勧告等に従わないとき。
- (6) 県に対して虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (7) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したときまたはその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。

- (8) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者から本事業契約解除の申し出があったとき。
 - (9) 構成企業が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき（基本協定第5条第4項各号に該当する場合を含む。）。
 - (10) 事業者が次のいずれかに該当したとき。
 - ア 役員等（非常勤を含む役員および支配人ならびに支店または営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 本事業契約にかかる下請契約または資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 本事業契約にかかる下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、県が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
 - ク 本事業契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、または警察に届け出なかったとき。
 - (11) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等もしくは本事業契約に違反し、または事業者による表明保証が真実でなく、その違反または不実により本事業契約の目的を達することができないと県が認めたとき。
- 2 前項の場合において、県が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。
- (1) 県は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。
 - (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 3 前項第1号の規定により本事業契約が解除された場合、県は、当該解除された部分にかかる本指定を取り消す。それにより事業者に損害、損失または増加費用が生じても、県はその賠償の責めを負わない。

- 4 整備施設の全部の引渡し前に第2項第1号により本事業契約が解除された場合、事業者は、県に対して、県が支払うべきサービス対価（施設整備業務）（但し、サービス対価（施設整備業務）の割賦支払に係る金利相当額を除く。）の10分の1に相当する金額を違約金として県が指定する期間内に支払う。さらに、県が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、県は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 5 前項の場合において、第10条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、県は、当該契約保証金または担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 6 次に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、第2項第1号により本事業契約が解除された場合とみなす。
 - (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 7 県が第2項第1号により本事業契約の解除を選択した場合において、整備施設の出来形部分が存在する場合、県は、これを検査の上、その全部または一部を買い受け、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）の買受代金と前項の違約金および損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、県は、かかる相殺後の買受代金の残額を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。
- 8 前項の場合において、県が整備施設の出来形部分を買受けない場合、事業者は、県と協議の上、自らの費用と責任により、整備施設の買受けられない部分およびそれにかかる事業用地を原状に回復した上で、速やかにこれを県に引き渡さなければならない。また、この場合、事業者は、解除前の支払スケジュールにより県が事業者に対し既に支払った分を第98条に準じて計算した利息を付して返還する。

（整備施設引渡し前の県の責めに帰すべき事由による契約解除等）

- 第77条 本事業契約締結日以後、整備施設の全部の事業者から県に対する引渡しおよび解体施設の解体・撤去の完了までの間において、県が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、県に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が県に到達した日から60日以内に県が当該違反を是正しない場合には、県に対して、さらに書面で通知をした上で、本事業契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により、本事業契約が解除された場合、県は、整備施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
 - 3 県は、前項の規定により整備施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、事業者に対し、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いによりこれを支払う。
 - 4 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、県は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用を負担する。

(整備施設引渡し前の法令変更による契約解除等)

第78条 本事業契約締結日以後、整備施設の全部の事業者から県に対する引渡しおよび解体施設の解体・撤去の完了までの間において、第88条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、県が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合または本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 県は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。
 - (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、県は、整備施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
 - 3 県は、前項の規定により整備施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額(解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。)を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。
 - 4 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号により本事業契約が解除された場合、前項に定める支払いを除き、事業者は県に対して一切の請求をすることができない。

(整備施設引渡し前の不可抗力による契約解除等)

第79条 本事業契約締結日以後、整備施設の全部の事業者から県に対する引渡しおよび解体施設の解体・撤去の完了までの間において、第90条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における不可抗力にかかる事由の発生により、県が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合または本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者および事業者の株主と協議のうえ、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 県は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。
 - (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、県は、整備施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
 - 3 県は、前項の規定により、整備施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額(解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。)を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。

- 4 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号により本事業契約が解除された場合、前項に定める支払いを除き、事業者は県に対して一切の請求をすることができない。

第3節 整備施設引渡し以後の契約解除等

(整備施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)

- 第80条 整備施設の全部の引渡しおよび解体施設の解体・撤去の完了以後において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、県は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。但し、事業者が、本事業関連書類に定められる水準を満たしていない場合の手続は、第86条の定めに従う。
- (1) 事業者が本事業の全部または一部の履行を怠り(事業者が本事業関連書類に定められた水準を満たしていない場合を含む。)、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本指定が取り消されたとき。
 - (3) 事業者が、正当な理由なくして、県の指示または是正勧告等に従わないとき。
 - (4) 県に対して虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (5) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会での申立てを決議したときまたはその他の第三者(事業者の役員、従業員を含む。)によりその申立てがなされたとき。
 - (6) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者から本事業契約解除の申し出があったとき。
 - (7) 構成企業が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき(基本協定第5条第4項各号に該当する場合を含む。)
 - (8) 事業者が第76条第1項第10号のいずれかに該当したとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等もしくは本事業契約に違反し、または事業者による表明保証が真実でなく、その違反または不実により本事業契約の目的を達することができないと県が認めたとき。
- 2 前項の場合において、県が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。
 - (1) 県は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。
 - (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が選定した第三者へ譲渡させることができる。
 - 3 前項第1号の規定により本事業契約が解除された場合、県は、当該解除された部分にかかる本指定を取り消す。それにより事業者に損害、損失または増加費用が生じて、県はその賠償の責めを負わない。
 - 4 県は、第2項第1号による本事業契約の解除後も、整備施設の所有権を有する。
 - 5 第2項第1号により県により本事業契約が解除された場合、事業者は、県が支払うべき当該事業年度のサービス対価(開業準備業務)およびサービス対価(維持管理・運営業

務)の合計額の100分の10に相当する違約金を、県の指定する期間内に、県に対して支払わなければならない。さらに、県が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、県は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。

- 6 前項の場合において、第10条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、県は、当該契約保証金または担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 7 第76条第6項各号に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、第2項第1号により本事業契約が解除された場合とみなす。
- 8 県は、履行済みの業務にかかるサービス対価の残額と、前項の違約金および損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、県は、かかる相殺後のサービス対価の残額を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。

(整備施設引渡し以後の県の責めに帰すべき事由による契約解除等)

第81条 事業者は、整備施設の全部の引渡しおよび解体施設の解体・撤去の完了後において、県が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、県に対し、書面で通知のうえ、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が県に到達した日から30日以内に県が当該違反を是正しない場合には、県に対して、さらに書面で通知をしたうえで、本事業契約の全部を解除することができる。

- 2 県は、前項に基づき本事業契約が解除された場合には、本指定を取り消す。
- 3 県は、第1項による本事業契約の解除後も、整備施設の所有権を有する。この場合において、県は、履行済みの業務に係るサービス対価の残額の合計額を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。
- 4 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、県は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用および損害を負担する。

(整備施設引渡し以後の法令変更による契約解除等)

第82条 整備施設の全部の引渡しおよび解体施設の解体・撤去の完了以後において、第88条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、県が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合または本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議の上、次に定める措置のいずれかをとることができる。

- (1) 県は、本事業契約の全部または一部を解除し、かつ、当該解除された部分にかかる本指定を取り消す。
 - (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 2 県は、前項第1号による本事業契約の解除後も、本施設の所有権を有する。この場合、県は、解除された部分に該当する履行済みの業務に係るサービス対価の残額の合計額を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。
 - 3 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場

合、前項に定める支払いを除き、事業者は県に対して一切の請求をすることができない。

(整備施設引渡し以後の不可抗力による契約解除等)

第83条 整備施設の全部の引渡しおよび解体施設の解体・撤去の完了以後において、第90条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における不可抗力にかかる事由の発生により、県が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合または本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者および事業者の株主と協議のうえ、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 県は、本事業契約の全部または一部を解除し、かつ、当該解除された部分にかかる本指定を取り消す。
 - (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 2 県は、前項第1号による本事業契約の解除後も、本施設の所有権を有する。この場合、県は、解除された部分に該当する履行済みの業務に係るサービス対価の残額の合計額を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。
- 3 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項に定める支払いを除き、事業者は県に対して一切の請求をすることができない。

第4節 事業関係終了に際しての処置

(事業関係終了に際しての処置)

第84条 事業者は、本事業契約の全部または一部が終了した場合において、当該終了部分に係る各対象施設内(事業者のために設けられた控室等を含む。)に事業者が所有または管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件(業務受託者等の所有または管理に係る物件を含む。以下、本条において同じ。)があるときは、当該物件の処置につき県の指示に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき県の指示に従わないときは、県は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。事業者は、かかる県の処置について異議を申し出ることができず、かつ、県がかかる処置に要した費用を負担する。
- 3 事業者は、本事業契約の全部または一部が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、県に対し、当該終了部分に係る各対象施設を維持管理・運営するために必要な、事業者の保有する全ての資料を引き渡さなければならない。

(終了手続の負担)

第85条 本事業契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用および事業者の清算に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。

第5節 モニタリングおよび要求水準未達成に関する手続

(モニタリングおよび要求水準未達成に関する手続)

第86条 県は、要求水準に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙7の規定に基づき、本事業に係る各業務につきモニタリングを行う。

- 2 モニタリングの結果、事業者による本事業の遂行が要求水準を満たさないと県が判断した場合には、県は、別紙7に従って、本事業の各業務につき、必要な措置を行う。
- 3 モニタリングにかかる費用のうち、本事業契約において事業者の義務とされているものを除く他の部分は、これを県の負担とする。
- 4 事業者は、本事業に関し、要求水準を満たしていない状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由および状況ならびに対応方針等を直ちに県に対して報告・説明しなければならない。

第9章 表明・保証および誓約

(事業者による事実の表明・保証および誓約)

第87条 事業者は、県に対して、本事業契約の締結日現在において、次に掲げる事項が真実かつ正確であり、誤解を避けるために必要な説明に欠けていないことを表明し、保証する。

- (1) 事業者は、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する株式会社であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約を締結し、および本事業契約の規定に基づき義務を履行する権限および権利を有している。
 - (2) 事業者による本事業契約の締結および履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者は、本事業契約を締結し、履行することにつき、法令等上および事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履践している。
 - (3) 本事業契約の締結および本事業契約に基づく義務の履行は、事業者に適用のある法令等に違反せず、事業者が当事者であり、事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、または事業者に適用される判決、決定もしくは命令の条項に違反しない。
 - (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本事業契約の規定に従い、事業者に対して執行可能である。
- 2 事業者は、本事業契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を県に対して誓約する。
- (1) 本事業契約を遵守すること。
 - (2) 県の事前の書面による承諾なしに、本事業契約上の地位または権利を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (3) 前号に定めるほか、県の事前の承諾なしに、本事業に関連して事業者が県との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位または権利を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (4) 県の事前の承諾なしに、事業者の定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付その他の組織変更を行わないこと。
 - (5) 事業者の代表者、役員または商号に変更があった場合、直ちに県に通知すること。

第10章 法令変更

(通知の付与および協議)

第88条 事業者は、本事業契約の締結日以降に法令等が変更されたことにより、本事業関連書類に従って本事業を実施することが不可能または著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに県に対して通知しなければならない。県および事業者は、当該通知以降、本事業契約に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。但し、県および事業者は、法令等の変更に伴う増加費用および変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 県が事業者から前項の通知を受領した場合、県および事業者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本事業の内容、本引渡等予定日および本事業契約の変更等ならびに増加費用もしくは損害の負担または予定していた支出を要しなくなったことによるサービス対価の減額その他必要となる事項について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から90日以内に県および事業者の間で合意が成立しない場合、県は、当該法令等の変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(法令変更による増加費用または損害の扱い)

第89条 法令等の変更により、本事業につき事業者に合理的な増加費用もしくは損害またはその双方が発生した場合、当該増加費用もしくは損害またはその双方の負担は、前条第2項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に県および事業者の間で合意が成立しない場合は、別紙8の定めに従う。

- 2 法令等の変更によって事業者が一定の履行義務を免れたことにより事業者において予定していた支出を要しなくなった場合等、法令等の変更によって事業者において支出を要しなくなった費用等をサービス対価から減額することが合理的であると県が判断した場合、当該サービス対価の減額については、前条第2項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に県および事業者の間で合意が成立しない場合は、合理的な範囲で県がサービス対価の減額を決定することができ、事業者はこれに従わなければならない。

第11章 不可抗力

(通知の付与および協議)

第90条 事業者は、不可抗力により、本事業関連書類に従って本事業を履行することが不可能または著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに県に対して通知しなければならない。この場合において、県および事業者は、当該通知以降、当該不可抗力により履行することが不可能または著しく困難となった本件業務について、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、県および事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力に伴う増加費用および不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 県が事業者から前項の通知を受領した場合、県および事業者は、当該不可抗力に対応するために、速やかに本事業の内容、本引渡等予定日および本事業契約の変更等ならびに増加費用もしくは損害の負担または予定していた支出を要しなくなったことによるサー

ビス対価の減額その他必要となる事項について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から 60 日以内に県および事業者の間で合意が成立しない場合、県は、かかる不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第91条 不可抗力により、本事業につき事業者に合理的な増加費用もしくは損害またはその双方が発生した場合、当該増加費用もしくは損害またはその双方の負担は、前条第2項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に県および事業者の間で合意が成立しない場合は、別紙9の定めに従う。不可抗力により本件業務につき第三者に損害が発生した場合における当該損害の負担についても同様とする。

2 不可抗力によって事業者が一定の履行義務を免れたことにより事業者において予定していた支出を要しなくなった場合等、不可抗力によって事業者において支出を要しなくなった費用等をサービス対価から減額することが合理的であると県が判断した場合、当該サービス対価の減額については、前条第2項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に県および事業者の間で合意が成立しない場合は、合理的な範囲で県がサービス対価の減額を決定することができ、事業者はこれに従わなければならない。

第12章 その他

(公租公課の負担)

第92条 本事業契約およびこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて、事業者の負担とする。県は、事業者に対してサービス対価およびこれに対する消費税相当額(消費税および地方消費税をいう。)を支払うほか、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業契約に関連する公租公課については、一切これを負担しない。

(疑義についての協議)

第93条 本事業契約において、当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、県および事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

(融資団との協議)

第94条 県は、本事業に関し、事業者に融資する融資団との間で、一定の重要事項(県が本事業契約に基づき事業者に損害賠償を請求する場合、本事業契約を終了する場合を含む。)についての融資団への通知および協議ならびに担保権の設定および実行に関する取扱いについて協議し、その合意内容を、本事業契約とは別途定めることができる。

(秘密保持)

第95条 本事業契約の各当事者は、本事業または本事業契約に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの(以下「秘密情報」という。)について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、本事業契約の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、または開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報

- (3) 開示者が本事業契約に基づく守秘義務の対象としないことを承認した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (6) 県が法令または情報公開条例等に基づき開示する情報
- 2 本事業契約の各当事者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
 - 3 前項の場合において、本事業契約の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。
 - 4 本条の規定は、本事業契約終了後もなお有効に存続する。

(個人情報の保護等)

- 第96条 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、その後の改正を含む。）その他個人情報の保護に関する全ての関係法令等を遵守し、本件事業の業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実（以下「個人情報」という。）を漏洩してはならない。
- 2 事業者は、県の定める個人情報保護に関する基準に合致する個人情報の安全管理体制を維持し、これを維持する。
 - 3 事業者は、工事請負人等または業務受託者等に対して個人情報の取扱いを委託する必要がある場合は、当該工事請負人等または業務受託者等に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させなければならない。
 - 4 事業者、工事請負人等もしくは業務受託者等が前3項の義務に違反したこと、または、事業者、工事請負人等もしくは業務受託者等の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏洩等の事故が発生したことによって、県が損害を被った場合、事業者は県に対し損害を賠償するとともに、県が必要と考える措置をとらなければならない。

第13章 雑則

(請求、通知等の様式その他)

- 第97条 本事業契約ならびにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知および解除は、書面により行わなければならない。なお、県および事業者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。
- 2 本事業契約の履行に関して県と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号、その後の改正を含む。）の定めに従う。
 - 3 本事業契約における期間の定めについては、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）および会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）の定めるところによる。
 - 4 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

(延滞利息)

- 第98条 県または事業者が、本事業契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、未払い額

につき延滞日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における割合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。

（協力義務）

第99条 事業者は、事業期間中、本施設の周辺にて実施されることのある公共工事等について県が合理的に必要な協力を求めた場合、県と協議の上、これに協力する。

（準拠法）

第100条 本事業契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

（管轄裁判所）

第101条 本事業契約に関する紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以下余白

別紙1 用語の定義

1. 維持管理・運営期間

各対象施設において維持管理・運営業務を実施する期間を総称していい、詳細は要求水準書および提案書類による。

2. 維持管理業務

各対象施設の維持管理に関する業務をいい、以下の業務により構成される。詳細は要求水準書および提案書類による。

- (1) 建築物保守管理業務
- (2) 設備保守管理業務
- (3) 公園施設・キャンプサイト等保守管理業務
- (4) 環境衛生管理業務
- (5) 清掃業務
- (6) 備品等保守管理業務
- (7) 保安業務
- (8) 緑地管理業務
- (9) 駐車場および駐輪場管理業務
- (10) 修繕・更新業務

3. 維持管理・運営業務

維持管理業務および運営業務を総称していう。

4. 運営業務

各整備施設の運営に関する業務をいい、以下の業務により構成される。詳細は要求水準書および提案書類による。

- (1) 利用受付業務
- (2) 食事提供業務
- (3) 広報・PR業務
- (4) 主催事業実施業務
- (5) 園内移動の円滑化業務
- (6) 物品・飲食等販売業務
- (7) 自主事業（任意）

5. 開業準備期間

各整備施設において開業準備業務を実施する期間を総称していい、詳細は要求水準書および提案書類による。

6. 開業準備業務

各整備施設の開業準備に関する業務をいい、以下の業務により構成される。詳細は要求水準書および提案書類による。

- (1) 体制等構築業務
- (2) 予約システム等
- (3) 事前広報、利用受付業務
- (4) 移転業務
- (5) 開業準備期間中の維持管理業務
- (6) 開業イベント等実施業務

7. 解体施設

解体・撤去業務の対象となる既存施設をいい、詳細は要求水準書による。

8. 基本協定書

本事業に関し、県と構成企業との間で令和9年●月●日に締結された基本協定書（その後の変更を含む。）

9. 協力企業

構成員でないものであって、本事業にかかる業務の一部を事業者から直接受託し、または請け負う者として提案書類に協力企業として記載されている者である●●および●●をいう。

10. 建設企業

事業者から直接施設整備業務のうち建設業務を受託しまたは請け負う者である●●をいう。

11. 構成員

事業者株主として出資を行う企業であって、本事業にかかる業務の一部を事業者から直接受託しまたは請け負う者として提案書類に構成員として記載されている者である●●および●●をいう。

12. 構成企業

構成員および協力企業を総称していう。

13. サービス対価

本事業契約に基づく事業者の債務履行に対し県が支払う対価をいい、サービス対価（施設整備業務）、サービス対価（統括管理業務）、サービス対価（開業準備業務）およびサービス対価（維持管理・運營業務）の総称をいう。なお、サービス対価の詳細は、別紙6に記載のとおりである。

14. 社会保険等未加入建設業者

次に掲げる義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）をいう。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

15. 事業期間

本事業契約の締結日を開始日とし、維持管理・運営期間の終了日である令和 28 年 3 月 31 日（ただし、本事業契約が解除等によりそれ以前に終了した場合は当該終了の日）までの期間をいう。

16. 事業年度

毎年 4 月 1 日から始まる 1 年間をいう。但し、当初の事業年度は、本事業契約の締結日から当該事業年度の 3 月 31 日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の 4 月 1 日から事業期間の終了日までをいう。

17. 事業用地

本事業の用に供される土地をいい、詳細は入札説明書等による。

18. 自主事業

本事業の実施に資する事業であって、各対象施設の用途および目的を妨げない範囲において、各対象施設の一部を有効活用して事業者の独立採算により行われる事業をいい、詳細は要求水準書および提案書類による。

19. 施設整備業務

整備施設の設計・建設および解体施設の解体・撤去に関する業務をいい、以下の業務により構成される。詳細は要求水準書および提案書類による。

- (1) 設計業務
- (2) 工事監理業務
- (3) 建設業務
- (4) 備品等調達および設置業務
- (5) 引渡し業務
- (6) 解体・撤去業務
- (7) その他施設整備上必要な業務

20. 整備施設

施設整備業務により建設される施設をいい、詳細は要求水準書および提案書類による。

21. 対象施設

整備施設および解体施設を個別にまたは総称していう。

22. 統括管理業務

本事業の統括管理に関する業務をいい、以下の業務により構成される。詳細は要求水準書および提案書類による。

- (1) 統括マネジメント業務
- (2) セルフモニタリング業務

23. 指定管理者

地方自治法(昭和22年法律第67号、その後の改正を含む。)第244条の2第3項に定義される指定管理者であって、本公園のうち公の施設に該当する部分にかかる県の条例の規定に基づき、本公園のうちの公の施設の管理にあたる者をいう。

24. 提案書類

本事業の入札手続により優先交渉権者として選定された●●グループが県に提出した本事業の実施にかかる提案書類一式、提案書類に関する県からの質問書に対する回答書その他提案書類の説明または補足として同グループまたは事業者が本事業契約の締結日までに県に提出して受理されたその他一切の資料をいう。

25. 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、疫病その他の公衆衛生上の事態または火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの(本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。)であって、県または事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。但し、法令等の変更は、「不可抗力」に含まれない。

26. 法令等

法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導もしくはガイドライン、または裁判所の判決、決定もしくは命令、仲裁判断、またはその他の公的機関の定める一切の規定、判断もしくはその他の措置を総称する。

27. 入札説明書等

令和8年●月●日付で公表された、本事業に係る入札説明書、要求水準書、様式集、落札者決定基準、基本協定書(案)および事業契約書(案)ならびにその他の本事業の入札手続に関して県が公表しまたは構成企業に提示した資料(いずれも別添・別冊・別紙関連資料その他一切の附属書類を含み、その後入札までに公表されたそれらの変更および修正を含む。)をいう。

28. 入札説明書等に関する質疑回答
入札説明書等に関する質問に対する県の回答書の総称をいう。
29. 本公園
滋賀県希望が丘文化公園をいう。
30. 本件業務
本事業を構成する各業務（施設整備業務、統括管理業務、開業準備業務および維持管理・運營業務）を個別にまたは総称していう。
31. 本工事
施設整備業務のうち建設業務および解体・撤去業務にかかる工事をいう。
32. 本事業
P F I 法に基づき、県が特定事業として選定した滋賀県希望が丘文化公園活性化事業をいう。
33. 本事業関連書類
入札説明書等、入札説明書等に関する質疑回答、基本協定および提案書類の総称をいう。
34. 本事業契約の締結日
本事業契約の仮契約が滋賀県議会の議決を経て本契約となった日をいう。
35. 本指定
事業者を、本公園の指定管理者として指定することをいう。
36. 本条例
本公園の設置、利用、管理および指定管理者に関する基本的な事項を定める滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例（昭和 46 年滋賀県条例第 53 条）および滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例（昭和 46 年滋賀県条例第 58 号）ならびに同各条例に付随・関連する規則その他の細則（同各条例に基づきなされる県の議決（本事業に関係するものに限る。）を含む。）を総称していう。
37. 本日程表
別紙 2 記載の本事業に係る日程表をいう。
38. 本引渡等予定日
本日程表に記載される、各整備施設が県に引き渡されるまたは解体施設の解体・撤去が完了する予定の日をいう。
39. 要求水準書
本事業に関し令和 8 年●月●日に入札説明書とともに公表された要求水準書およびその

別紙（その後の変更を含む。）をいう。

40. P F I 法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、その後の改正を含む。）をいう。

別紙2 本日程表

[入札説明書等および提案書類に基づき作成]

別紙3 事業者が加入する保険

1. 施設整備業務の実施中の保険

[入札説明書等および提案書類に基づき作成]

2. 開業準備業務および維持管理・運営業務実施中の保険

[入札説明書等および提案書類に基づき作成]

別紙4 保証書の様式

【建設企業】（以下「保証人」という。）は、滋賀県希望が丘文化公園活性化事業（以下「本事業」という。）に関連して、【事業者】（以下「事業者」という。）が滋賀県（以下「県」という。）との間で締結した令和9年●月●日付事業契約書（以下「本事業契約」という。）に基づいて事業者が県に対して負担する本保証書第1条に記載の債務につき、事業者と連帯して保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において別途定義された場合を除き、本事業契約において定められる用語と同様の意味を有する。

第1条（保証）

保証人は、本事業契約第42条に基づき事業者が県に対して負う契約不適合責任その他の債務（以下「主債務」という。）を、事業者と連帯して保証する。

第2条（通知義務）

県は、本保証書の差入日以降において、本事業契約または主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、県による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条（保証債務の履行の請求）

- 1 県は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、県が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。県および保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合には、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求にかかる保証債務全額の履行を完了しなければならない。

第4条（求償権の行使）

保証人は、本事業契約に基づく事業者の県に対する債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第5条（終了および解約）

- 1 保証人は、本保証書を解約および撤回することができない。
- 2 本保証書に基づく保証人の義務は、本事業契約に基づく事業者の県に対する債務がすべて履行されるかまたは消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証書に関するすべての紛争（調停を含む。）は、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

令和●年●月●日

保証人： []
代表取締役 []

別紙5 プロフィットシェア

[入札説明書等及および提案書類に基づき作成]

別紙6 サービス対価の構成および支払方法等

[入札説明書等に基づき作成]

別紙7 モニタリング、サービス対価減額および契約終了に至る流れ

[入札説明書等に基づき作成]

別紙8 法令変更による増加費用の負担割合

	県負担割合	事業者負担割合
① 本事業に類型的または特別に影響を及ぼす法令等の制定・改正の場合	100%	0%
② 消費税に関する変更 (なお、消費税・地方消費税の税率が変更された場合はサービス対価の改定を行う。)	100%	0%
③ ①および②以外の法令等の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①の本事業に類型的または特別に影響を及ぼす法令とは、本事業および本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更および事業者もしくは本事業に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。また、上記にかかわらず、物品・飲食物等販売業務および自主事業に関して法令等の変更により事業者が増加費用が発生した場合は、当該増加費用はすべて事業者の負担とする。

別紙 9 不可抗力による増加費用の負担割合

1 施設整備業務

施設整備業務の実施中に不可抗力が生じ、施設整備業務に関して事業者が損害（ただし、事業者の逸失利益は含まない。以下本別紙 9 において同じ。）、損失および費用が発生した場合、当該損害、損失および費用の額が、累計で、サービス対価（施設整備業務）の合計金額相当額の 1 パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については県が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、県の負担部分から控除する。

2 統括管理業務、開業準備業務および維持管理・運營業務

統括管理業務、開業準備業務および維持管理・運營業務の実施中に不可抗力が生じ、これらの業務に関して事業者が損害、損失および費用が発生した場合、当該損害、損失および費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価（統括管理業務）、サービス対価（開業準備業務）およびサービス対価（維持管理・運營業務）の合計金額相当額の 1 パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については県が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、県の負担部分から控除する。

3 物品・飲食物等販売業務および自主事業

前 2 項の規定にかかわらず、不可抗力により物品・飲食物等販売業務および自主事業に関して事業者が損害、損失および費用が発生した場合であっても、当該損害、損失および費用はすべて事業者が負担する。